

議案第15号

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部  
を改正する条例について

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）」を「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項において「勤務日等」という。）のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日」に改める。

第8条の3第4項中「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同条を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時

間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改める。

第12条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地公労法適用職員等」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。